



羽の情報便

消費税増税の概要



平成24年8月10日に消費税増税法案が成立しました。税率は平成26年4月から8%、その翌年10月から10%になる予定です。企業にとって価格転嫁できないとなれば、売上減少やコスト増大、資金繰りにも影響を与えることになります。

1. 消費税率の引上げ時期

第1段階 平成26年4月1日から 8% (消費税6.3% 地方消費税1.7%)

第2段階 平成27年10月1日から 10% (消費税7.8% 地方消費税2.2%)

尚、消費税率の引上げに関して、経済状況の好転について、名目及び実質経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税引上げの停止を含め最終的な判断を施行前に講じるとしています。

2. 改正事項

1) 一定の新設子会社の免税点制度の特例の適用を除外

一定の各課税期間の課税売上が5億円を超える親会社等が設立した子会社等は、免税点制度の特例の適用を受けられないこととする予定です。適用は平成26年4月1日以後に設立される新設法人からとなっています。

2) 中間申告不要事業者の中間申告制度の創設

税率の引上げを踏まえ、自主的に中間申告による納税を希望する事業者について、届出をすることにより中間申告による納税をすることができる制度を設ける予定です。適用は平成26年4月1日以降に開始する課税期間からです。

3) 建築請負工事契約などについての経過措置

建設請負工事契約や不動産などの賃貸借契約については、税率の改正日(平成26年4月1日又は平成27年10月1日)前に契約が締結されていても、完成引渡しや貸付けが税率の改正日以後に行われる場合は原則として新しい税率(8%又は10%)が適用されます。但し、契約締結が指定された期間前に行われた場合には、旧税率(5%又は8%)を適用する経過措置が講じられる予定です。

3. 消費税増税への対応

1) 価格転嫁

中小企業にとって価格転嫁は、なかなか難しいのが現状ではないでしょうか。転嫁できない場合は、粗利益や資金繰りに影響がでます。2段階の引き上げになるため、転嫁時期や方法についても検討が必要と思われます。

2) 運転資金

一般的に売上代金の入金仕入代金の支払より後になります。消費税の納付額の支払いは決算月から2ヶ月以内となることなどから運転資金の負担が増加すると思われます。特に消費税の納税額が2倍となることを考えると納税資金の確保を検討する必要があると思われます。

3) 経理実務・価格表示

短期間に2度の税率の引上げが行われるため、請求書発行、レジのシステムや財務会計システム対応、経理実務の混乱等、大きな影響が予想されます。また経過措置が置かれた場合、当面は5%・8%・10%の税率が混在することと予想されるため、会計システムの運営の検討も必要となります。消費税増税実施までに、自社における影響などの検討を準備しておくことをお勧めします。

当社の運営サイトのご紹介

◆ 経理・会計の情報ポータルサイト

らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>

◆ スタッフブログ更新中!

経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

◆ 当社の最新情報が満載!

プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>)

■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

私は今年の九月に手術をして、その費用が三十八万円でした。高額であった為、支払いはクレジットを利用しました。支払い方法は今年十月から来年九月までの十二回払いです。病院から発行された領収書は今年九月の日付になっていますが、医療費控除の対象となる金額は、その年ごとにクレジット会社に支払った返済金額になるのでしょうか？

クレジットで支払った場合は、そのクレジット会社が立替をおこなった年分の医療費控除の対象となるため、この場合は今年において三十八万円が医療費控除の対象となります。

医療費は実際に支払った年分のその金額が医療費控除の対象となり、病院へ未払いの場合、その金額については、その年分の対象とはなりません。

しかし、クレジットで医療費を支払った場合、病院側に対して支払う金額について本人にかわってクレジット会社が医療費全額を支払い、そして本人がクレジット会社に立て替えてもらった医療費について分割により支払うという関係になります。つまり未払い状態ではないということになります。クレジット会社は単に本人にかわって支払ったというだけで、本人がその年に病院側へ支払った医療費の金額は全額と考えられます。

また、クレジットを利用すると分割利息が発生してきます。その時の利息部分については医療費ではないため医療費控除の対象にはなりませんので注意して下さい。



税金・保険のまめ知識（第64回） 逆養老保険

まず養老保険とは、満期保険金のある貯蓄性が高い保険です。保険期間中に死亡した時も、保険期間満了まで生存された時も、どちらも同じ金額の保険金を受け取れる保険です。また、従業員の福利厚生プランや、節税をしながら従業員退職金の原資を作れる等、多くの法人が活用しています。

今回は、その養老保険の頭に「逆」という文字がつきます。逆養老（又は逆ハーフタックス）と呼ばれています。会社が福利厚生の目的で従業員（又は役員）を被保険者にした場合、次の契約形態であれば支払保険料の半分を福利厚生費として損金計上し、残り半分は保険積立金として資産計上できます。

（契約者＝法人、被保険者＝全従業員・役員、死亡保険金受取人＝被保険者の遺族、満期保険金受取人＝法人）これがノーマルな養老保険（ハーフタックス）です。

それに対して逆養老（逆ハーフタックス）は、死亡保険金受取人と満期保険金受取人が逆になります。

（契約者＝法人、被保険者＝役員、死亡保険金受取人＝法人、満期保険金受取人＝役員）

半分を福利厚生費として計上していたものを、保険利益が法人になる為に、支払保険料として半分を損金計上し、残り半分は、満期時に役員が受け取る為に「給与」として処理します。

半分が支払保険料で、残り半分が給与であれば法人が負担した保険料は全額が損金計上出来た事になります。

この逆養老のスキームにおいて、満期保険金を受け取った際の税務については、以前は明確にされていませんでしたが、今回の判例・税制改正により、ルールが明確になったわけです。

これからはこの手法を用いた節税方法を活用する会社が増えて行くかも知れません。



10月の税務カレンダー

各市区町村の条例で定める日

個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

10月10日(水)

9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



10月31日(水)

8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



スマートにいこう！(5) ～いま流行の「スマート用語」って知ってますか？～



「スマート・スクール」

パソコンやタブレット端末を学校や生徒に配布し、デジタル教科書やデジタル教材を使ってインタラクティブな授業を行う未来型スクールで、アジアでは日本より韓国などが先進的に取り入れています。



「スマート・ブック」

スマートフォンでは画面が小さい、ネットブック(ノートPC)では大きすぎるといったニーズに向けた両者の中間的な能力を備えるインターネット用モバイル情報端末です。



ちよつとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(38)

似ているけれど・・・違いは何？



『発明』と『考案』

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度なものが『発明』、そうじゃないものが『考案』です。発明は特許、考案は実用新案の権利を取得することができます。

『約束手形』と『為替手形』

『約束手形』は、一定の金額の支払いを約束する手形です。『為替手形』は、一定の金額の支払いを他人に委託する手形です。現在、国内の商取引で使用されている手形のほとんどが約束手形です。国際取引では、送金為替、荷為替などの為替手形の利用が行われています。

『広報』と『公報』

『広報』は、官公庁・企業・各種団体などが、事業内容や活動状況を一般の人に広く知らせ、理解を求めることです。『公報』は、官庁がその施策と業務について一般国民に発表する報告をいいます。



今月のコラム

長かった夏も終わり、ようやく涼しくなってきました。食欲・芸術・スポーツの秋などと言われるように気候もよく、アクティビティも活発な季節。この季節を満喫するには、やはり心身共に健康であることが必須ですね！運動会やスポーツ大会も盛んに行われていますが、あまり、はり切り過ぎると思わぬケガなどすることもありますので歳相応？で頑張りましょう。

この時期、クマが冬眠の季節を前に住宅街に出没というニュースを毎年見ますが、近年、地方都市の里山だけでなく、札幌市のような都会や東京都内の多摩地区の住宅街でも目撃されるなど大変な状況になっています。畑を荒らされたり、留守宅に侵入されたりと被害も出ていますが、一体、森の中はどんな状況になっているのでしょうか？人間が行った自然破壊のつげが回っているのでしょうか。これからの紅葉の季節、単独行動は控え十分注意が必要ですね。

最近日は日の出も遅くなり、夕方五時前にはずいぶん暗くなってきました。これから更に昼間の時間が短くなりますが、秋の夜長は、少しのんびりと読書や趣味に使いたいと思っています。でも仕事の残務は日の長さに関係なくやってきます。早く帰宅できるように効率上げてお仕事頑張っていきたいと思います。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

すっかり秋らしくなってきました。
健康には留意して頑張りましょう！

